

# 山口きらら博記念公園イベント誘致推進事業 補助金

## [ 公 募 要 領 ]

山口県では、山口きらら博記念公園の立地の優位性や豊かな自然、広大なエリア等を活用したこれまでにない大規模イベントの実施に係る経費を支援し、本県ならではの「にぎわい」がもたらす県民または地域活力の創出及び、県内外観光客の誘客促進による本県経済の活性化を図ることを目的とした、「山口きらら博記念公園イベント誘致推進事業補助金」を実施します。

このたび、補助金の公募を行いますので、申請を希望される方は、本要領に留意の上、ご応募ください。

【公募期間】 令和6年（2024年）

4月8日（月）から 5月17日（金）まで

公募要領等は、以下のHPからダウンロードできます。

【山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室  
ホームページ】

山口県観光プロモーション推進室



<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/92/>

令和6年4月

山 口 県

## 【目次】

1	補助金の概要	1
2	補助対象経費	3
3	補助金の交付	3
4	公募期間	3
5	提出書類・提出方法等	4
6	審査・採択	4
7	各種手続きのスケジュール	6
8	事業者の責務	6
9	FAQ	7
■	お問い合わせ先	8



## 1 補助金の概要

### (1) 目的

山口きらら博記念公園において、様々なニーズに対応したイベントが実施できるよう、これまでにないジャンルの新規大規模イベントの実施を支援する補助を実施します。

### (2) 対象

山口きらら博記念公園においてイベントを実施する際に必要となる経費について補助します。

#### 《留意事項》

◆本補助事業として提出するイベントは、次のアからオまでの要件を全て満たす必要があります。

ア 令和6年7月1日から令和7年3月9日までの間に、山口きらら博記念公園で実施されるイベントで、会場の予約又は仮予約を行っていること

イ 令和3年4月1日以降に、山口きらら博記念公園で実施されたイベントでないこと

ウ 山口きらら博記念公園で初めて実施されるイベントで、主たるイベントのジャンルが以下でないこと

- ①音楽イベント ②グルメイベント ③アウトドアイベント
- ④動物イベント ⑤花火イベント
- ⑥家具、車両、ハンドメイドを主とする販売・展示イベント

エ 期間中の来場者数合計（実績）が1万人以上であること

オ 実施するイベント内容が、次のいずれにも該当しないこと

- (ア) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (イ) 行政機関が主催するもの
- (ウ) 目的が公序良俗に反するもの

◆申請後や交付決定後、実績報告時に要件を満たさない事由が発生、判明した場合、補助金を交付しない、あるいは、補助金の返還を求める場合があります。

◆来場者数については、チケットの販売枚数や日本観光振興協会によるガイドライン（一定範囲の面積の最盛時の利用者数（メイン会場の最も来場者の多い1時間あたりの来場者数）×回転数（イベント実施時間）×全体の面積÷一定範囲（メイン会場）の面積）に準じたものなど、カウントの根拠を示してください。

### (3) 補助対象者

補助対象者は、民間事業者、任意団体等、補助の対象となるイベントを主催する者とし、個人は除きます。

#### 《留意事項》

◆本補助事業に参画する者は、次のアからウまでの要件を全て満たす必要があります。

ア 山口県税の滞納をしていないこと。

※山口県内に事業者等を有する者のみ

イ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している者

ウ 役員等（法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。）が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(オ) (イ)から(エ)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (4) 補助率等

区 分	内 容
補 助 率	10 / 10
補 助 上 限 額	500万円
事 業 期 間	交付決定日から令和7年3月9日まで
採 択 件 数 目 安	4件程度

## 2 補助対象経費

対象とする経費は、イベントの実施に直接用いられる会場費、運営上必要となる備品レンタル費や会場設営費等のインフラ関連経費であり、具体的には以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみです。

補助対象経費の区分	
会場費	会場使用料、芝生修繕費等
運営備品レンタル費	イベント運営に必要となる備品類のレンタル経費（テント、仮設トイレ等）
会場設営費	イベント運営に必要となる設営等経費（駐車場誘導員配置経費、水道工事費、搬入搬出経費等）

### 《補助対象とならない事例》

- 交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）
- 実績報告日までに支払が完了していない経費
- 消費税及び地方消費税  
→ 事業計画の算定において、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定してください。
- 本事業により支出したことが確認できない経費及び証拠書類が不備の経費

## 3 補助金の交付

補助事業として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金交付決定通知となるものではありません。採択された場合であっても、審査の結果、事業の内容等に関し条件を付して交付決定、若しくは予算の都合等により補助金額交付申請額から減額して交付決定する場合があります。

交付決定日以降に発生した経費が補助対象となります。（交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）は対象になりません。）

## 4 公募期間

令和6年4月8日(月) ～ 5月17日(金) 17時まで (必着)

## 5 提出書類・提出方法等

### (1) 提出書類

- ①補助事業計画書
  - 計画書表紙（様式）
  - 事業計画書（別紙1）
  - 収支予算書（別紙2）
- ②参考書類
  - イベント概要（任意様式、A4用紙2ページ以内）
  - 事業者概要（別紙3）
  - 実施体制（別紙4）
  - 過去（10年以内）のイベント実施実績（任意様式）
  - 暴力団排除に関する誓約書（別紙5）
  - 山口県税の納税証明書（山口県内に事業所等を有する者のみ）

#### 《注意事項》

- ア 提出書類は表紙を除いて1ページからページを付してください。
- イ 提出書類のほか、必要に応じて資料の追加や説明を求めることがあります。
- ウ 様式ファイル等は、山口県観光スポーツ文化局観光プロモーション推進室のホームページに掲載します。  
(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/92/>)

### (2) 提出方法等

提出書類	提出方法
①補助事業計画書	電子メール
②参考書類	

#### 【提出先メールアドレス】

[kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp)

- ※ メールを表題に「山口きらら博記念公園イベント誘致推進事業補助金」と記載してください。
- ※ 送信メールの容量が大きくなる場合は、複数のメールで送信いただいても構いません。オンラインストレージは使用しないでください。
- ※ メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。  
(TEL : 083-933-3170 (山口県観光スポーツ文化局 観光プロモーション推進室))

## 6 審査・採択

### (1) 審査

県が設置する審査委員会において、申請書類の審査を行い、その結果を踏まえ、県が予算の範囲内で採択事業を決定します。

## (2) 審査基準

審査項目及び配点は次のとおりです。

審査項目	審査の観点	係数	配点
イベントの実現可能性	○イベント遂行能力があるか	2	10
	○具体的かつ無理のないスケジュールとなっているか	2	10
イベントの内容、実施方法	○イベント内容に先進性や新規性があり、山口きらら博記念公園の新たな魅力を引き出すものになっているか	4	20
	○来場者数1万人以上の集客に向け、工夫がされているか	4	20
イベント実施に伴う付加価値	○観光消費額の増に寄与するものとなっているか	3	15
	○県外からの誘客促進に寄与するものとなっているか	3	15
イベントの継続性	○次年度以降の継続実施が具体的に示されているか	2	10
合 計			100

## (3) 採点区分

各項目について5段階で評価し、その評価に係数を乗じ、合計100点満点で採点します。

- |   |
|---|
| 【5点】…大変評価できる<br>【4点】…評価できる<br>【3点】…普通<br>【2点】…やや劣る<br>【1点】…劣る |
|---|

## (4) 選定方法

- ① 欠格点を満点の6割とし、審査委員長及び各委員の採点の平均値が欠格点に満たないものは不採択とします。
- ② 選定は得点順により行います。
- ③ 補助金交付に際しての条件等があれば、内容を検討の上付します。

## (5) 採択結果（採択又は不採択）の通知等

採択結果については、申請者に通知するとともに、採択された事業についてはジャンルやイベント名等を公表する予定です。

なお、審査結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承下さい。



## 7 各種手続きのスケジュール

区 分	県	補助事業者
4/8～5/17	公募期間	
		事業計画書提出
5 月	補助金審査委員会	
	採択者決定	
6 月		補助金交付申請
	補助金交付決定	
		補助事業開始
事業完了～ 3 月		実績報告書提出
	実績報告書受理、審査	
	額の確定通知	
		請求書提出
	補助金支払	

※ 事業期間中に、ヒアリングや現地視察などを行う場合があります。

※ 上記スケジュールは予定であり、変更の可能性があります。

## 8 事業者の責務

### (1) 交付決定の取消し等

次に掲げる場合は、不採択の決定又は採択若しくは交付決定の取り消しを行う場合があります。

- ① 山口きらら博記念公園イベント誘致推進事業補助金交付要綱に違反した場合
- ② 交付決定に関して付した条件に違反した場合
- ③ 虚偽の申請又は報告を行った場合

### (2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ③ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ④ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を県に報告すること。
  - ・ 補助事業を完了した日から起算して 20 日を経過した日
  - ・ 補助事業を実施した年度の 3 月 31 日
- ⑤ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整



理し、本補助事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存すること。

- ⑥ 補助事業に関する調査に協力すること。
- ⑦ 補助事業終了後、県が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、県が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。

## 9 FAQ

### Q 1) 来場者が1万人に満たなかった場合は交付を受けられないのか。

- 実績報告時に1万人の来場が確認できなかった場合は交付できません。

### Q 2) 令和3年4月1日以降に実施されるイベントはなぜ対象外なのか。

- 本補助金は、山口きらら博記念公園でこれまでに実施されたことがない新たなジャンルのイベントの継続的な実施を支援することにより、県内外から新たな誘客を継続的に推進し、交流の拡大を図るとともに、これを契機とした県内周遊にもつなげていくことを目的としていることから、近年の実施事例として、令和3年4月1日以降で実績のあるイベントについて対象外としています。

### Q 3) 特定のジャンルのイベントがなぜ対象外なのか。

- 特定のジャンルのイベントはいずれも令和3年4月1日以降で実施実績があり、かつ来場者実績が1万人を超え、多数の来場が見込める成功事例として蓄積されたことから、本補助金の対象外としています。

### Q 4) 一部分に特定のジャンルの要素が含まれているイベントの取扱いを教えてください。

- イベントのメインとなる内容がこれまで山口きらら博記念公園において実施事例のないジャンルであれば、イベントを構成する一部分に特定のジャンルの要素が含まれていても補助申請の対象となります。

### Q 5) 他都道府県等で継続的に実施しているが、山口きらら博記念公園で実施実績のないイベントは対象となるか。

- 特定のジャンルでないイベントであれば補助申請対象となります。

### Q 6) 雨天等で中止となった場合、経費は補助対象となるか。

- 気象条件や天変地異など、主催者の責めによらない不測の事態により、イベントが中止となった場合は、社会通念上取り消すことができない経費のうち、補助対象経費に係る補助金部分については補助対象とすることができます。ただし、イベント保険に加入しており、保険金が支払われる経費については補助対象外です。

## ■お問い合わせ先

山口県 観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室 加来（かく）  
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号  
電 話：083-933-3170（ダイヤルイン）  
FAX：083-933-3179  
メール：kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp